

# 群馬県 自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン

令和5年7月7日  
群馬県総務部危機管理課

このガイドラインは、豪雨や地震、噴火などによる自然災害が発生した場合において、被災者氏名等の公表に関する公表基準等を定めるものである。

## 1 被災者氏名等を公表する災害

災害対策本部を設置する災害（規模が大きい、社会的な関心が高い、教訓を将来に生かす必要性が高い、など）を対象とする。

## 2 公表基準

被災者区分ごとの、氏名等を公表する基準及び公表する情報の範囲は次のとおりとする。

| 被災者区分 | 家族等の確認         | 住民基本台帳の閲覧制限 ※① | 氏名公表の有無 | 理由                         | 公表する情報の範囲                      |
|-------|----------------|----------------|---------|----------------------------|--------------------------------|
| 死者    | ○              | ○              | 公表      | ・ 県民等に知らせる公益上の必要性があるため     | 氏名<br>住所※②<br>年齢<br>性別<br>死因   |
|       | ○<br>×         | ×<br>—         | 非公表     | ・ 本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため | ※③                             |
| 行方不明者 | ○              | ○              | 公表      | ・ 県民等に知らせる公益上の必要性があるため     | 氏名<br>住所※②<br>年齢<br>性別<br>被災状況 |
|       | ○<br>×         | ×<br>—         | 非公表     | ・ 本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため | ※③                             |
| 安否不明者 | ○              | ○              | 公表      | ・ 効率的な救出・捜査活動のため           | 氏名<br>住所※②<br>年齢<br>性別         |
|       | —<br>(いとまがない時) | ○              |         |                            |                                |

### ■被災者区分の定義

- ・ 死者：当該災害が原因で死亡した者
- ・ 行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
- ・ 安否不明者：当該災害が原因で所在不明となり、行方不明者となる疑いのある者

### ■注釈説明

- ※① 住民基本台帳の閲覧制限とは、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しなどの交付を制限すること。表においては「○：制限なし」、「×：制限あり」とする。
- ※② 「死者」及び「行方不明者」については、「市町村名まで」とする。「安否不明者」については、効率的な救助・捜査活動のためにはなるべく個人を特定する必要があることから、「町名・大字名まで」とする。
- ※③ 氏名非公表の場合でも、個人が特定されない情報を公表する。（「住所」、「年代」、「性別」、「死因」、「被災状況」等）

### 3 公表方法等

| 区 分           | 死者   | 行方不明者                | 安否不明者                     |
|---------------|--|----------------------|---------------------------|
| (1) 氏名等の情報収集  | ・ 市町村、関係機関等からの情報<br>・ 家族や住民等からの通報                          |                      |                           |
| (2) 家族等の確認    | 身元が確認された後、公表の同意を取得   | 行方不明者と確定した後、公表の同意を取得 | 住民基本台帳の確認後、権利利益の侵害がないかを確認 |
| (3) 住民基本台帳の確認 | 住民基本台帳の閲覧制限の措置がされていないかを確認                                  |                      |                           |
| (4) 公表方法      | ・ 2の公表基準に従い、速やかに公表<br>・ 死者の氏名等を公表する場合は、報道機関等に対し遺族への配慮を求める。 |                      |                           |

### 4 公表主体

群馬県災害対策本部（群馬県）

### 5 その他

本ガイドラインは、市町村が独自に公表することを妨げるものではない。